

グループ旅行共通

令和4年度

貸切バスを利用した県内グループ旅行商品造成支援金交付事業

静岡県を目的地として、旅行行程の一部に貸切バスを利用する旅行を催行する旅行会社に対し、支援金を交付します。

【概要】

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県内観光産業の回復を図るため、本県を目的地とする貸切バスを利用した県内グループ旅行を実施する旅行会社に対し、予算の範囲内において支援金を交付します。

【支援対象者】

旅行業法第3条の登録を受けている旅行会社（以下「旅行会社」という。）

【支援要件】 【支援額・申請上限額】

「安全・安心なグループ旅行」、「富士山静岡空港または駿河湾フェリー利用」または「静岡県内バス利用」枠で、それぞれ支援要件、支援額、上限額が異なります。
詳細は次項参照の上、申請してください。

【他助成金との併用の可否】

静岡県及び公益社団法人静岡県観光協会が実施する支援金との併用はできません。

併用不可) 中央日本四県の教育旅行支援金※、駿河湾フェリー半額キャンペーン
※学校の申請有無について各自で連絡調整を図ること

併用可) 各市町が行う助成制度、今こそ しずおか 元気旅

【問合せ先】

公益社団法人静岡県観光協会

国内マーケティング課

担当：渥美

TEL：054-202-5595（平日 8:30～17:15）

Email:kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp

富士山静岡空港・駿河湾フェリー利用

要件

【支援要件】

- 1、行程の一部に貸切バスを利用する旅行で、以下の要件をすべて満たすものとします。
 - (1) 10名以上のグループであること。
 - (2) 行程の一部に富士山静岡空港または駿河湾フェリーを利用すること。
 - (3) 静岡県内の宿泊施設（ふじのくに安全・安心認証の認証（申請済みを含む）を受けた施設）に1泊以上もしくは県内の有料入場施設、飲食施設等（次項参照）を同日に2ヶ所以上利用すること。
 - (4) 旅行の出発日が令和4年5月23日以降かつ帰着日が令和4年10月31日以前であること
- 2、次に掲げる感染症対策を実施していること。
 - ①旅行会社は、一般社団法人日本旅行業協会の定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること
 - ②バス事業者は、公益社団法人日本バス協会の定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守すること
 - ③運行ごとに感染症対策チェックリスト（様式3）を作成し実績報告時に提出すること
- 3、静岡県及び公益社団法人静岡県観光協会が実施する支援金を受けていないこと
併用不可）中央日本四県の教育旅行支援金※、駿河湾フェリー半額キャンペーン
※学校の申請有無について各自で調整を図ること
併用可）各市町が行う助成制度、今こそ しずおか 元気旅

【補助額・申請上限額】 ▲ 1事業所（※）1,200,000円を上限とする

静岡県内に宿泊する場合

60,000円/台

日帰りの場合

30,000円/台

※同一住所は同一事業所とみなす

静岡県内バス利用

要件

【支援要件】

- 1、行程の一部に貸切バスを利用する旅行で、以下の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 10名以上のグループであること。
 - (2) 本県に本支店を持ち、一般貸切自動車運送事業を営するものが有する貸切バス（以下、「県内バス」という。）を利用すること。
 - (3) 静岡県内の宿泊施設（ふじのくに安全・安心認証の認証（申請済みを含む）を受けた施設）に1泊以上もしくは県内の有料入場施設、飲食施設等（次項参照）を同日に2ヶ所以上利用すること。
 - (4) 旅行の出発日が令和4年5月23日以降かつ帰着日が令和4年10月31日以前であること
- 2、次に掲げる感染症対策を実施していること。
 - ①旅行会社は、一般社団法人日本旅行業協会の定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること
 - ②バス事業者は、公益社団法人日本バス協会の定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守すること
 - ③運行ごとに感染症対策チェックリスト（様式3）を作成し実績報告時に提出すること
- 3、静岡県及び公益社団法人静岡県観光協会が実施する支援金を受けていないこと
併用不可）中央日本四県の教育旅行支援金※、駿河湾フェリー半額キャンペーン
※学校の申請有無について各自で連絡調整を図ること
併用可）各市町が行う助成制度、今こそ しずおか 元気旅

【補助額・申請上限額】 ▲ 1事業所（※）1,200,000円を上限とする

静岡県内に宿泊する場合

60,000円/台

日帰りの場合

30,000円/台

※同一住所は同一事業所とみなす

安全・安心なグループ旅行

(空港・フェリー・県内バスの利用なし)

要件

【補助要件】

1、行程の一部に貸切バスを利用する旅行で、以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 10名以上のグループであること。

(2) 静岡県内の宿泊施設（ふじのくに安全・安心認証の認証（申請済みを含む）を受けた施設）に1泊以上もしくは県内の有料入場施設、飲食施設等（次項参照）を同日に2ヶ所以上利用すること。

(3) 旅行の出発日が令和4年5月23日以降かつ帰着日が令和4年10月31日以前であること

2、次に掲げる感染症対策を実施していること。

①旅行会社は、一般社団法人日本旅行業協会の定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること

②バス事業者は、公益社団法人日本バス協会の定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守すること

③運行ごとに感染症対策チェックリスト（様式3）を作成し実績報告時に提出すること

3、静岡県及び公益社団法人静岡県観光協会が実施する支援金を受けていないこと

併用不可) 中央日本四県の教育旅行支援金※、駿河湾フェリー半額キャンペーン

※学校の申請有無について各自で連絡調整を図ること

併用可) 各市町が行う助成制度、今こそ しずおか 元気旅

【補助額・申請上限額】 ▲ 1事業所 (※) 2,000,000円を上限とする

☛ 静岡県内に宿泊する場合

50,000円/台

☛ 日帰りの場合

25,000円/台

※同一住所は同一事業所とみなす

交付の流れ

電子申請システムから申請

① 旅行会社：マイページ登録

会社名、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、支援金振込先口座等をマイページ登録フォームより登録してください。

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=njsf-lesdtd-4fcff8b7724875e6cde7ad7ae83fcc8a>

パスワードは再発行できません。必ずお控えください。

1事業所につき1度のみ登録です。事業所内でログインID・パスワードを共有してください

初回のみ登録が必要です。2回目以降の支援金申請においては②からお進みください。

電子申請

② 旅行会社：支援金申請

催行月ごと、旅行出発日の7日前までに申請フォームより交付申請

〈添付書類〉 PDFにて添付

旅行行程表（設定日、貸切バス利用区間、バス台数、宿泊・有料施設等が確認できるもの）

電子申請

③ 協会：支援金申請受理

内容審査後、受理の可否をマイページにて通知します。

不備がある場合にはマイページに修正依頼が届きますので、各自、マイページにて承認ステータスをご確認ください。

電子申請

④ 旅行会社：変更申請・取下げ

旅行中止や、バス台数が減少となった場合は、速やかに変更フォームより取下げ申請または台数変更を行ってください。

電子申請

⑤ 旅行会社：実績報告・請求

旅行実施後、**10日以内**に報告・請求フォームより実績報告及び請求

期日までに実績報告書の提出がない場合、受理された旅行についても支援金の支払いは行いません。

〈添付書類〉 PDFにて添付

- ・最終行程表
- ・バス利用証明書〔様式1〕
- ・県内宿泊の場合、宿泊証明書〔様式2〕または宿泊の領収書の写し※
- ・日帰りの場合、有料入場・食事施設等の利用証明書〔様式2〕または領収書の写し※
- ・別紙感染症対策チェックリスト〔様式3〕
- ・駿河湾フェリーを利用した場合は、乗船証明書〔様式4〕
- ・富士山静岡空港を利用した場合は、搭乗証明書

※領収書を添付する場合は、但し書きとして旅行参加人数を記載してください

⑥ 協会：支援金の支払い

実績報告兼請求受理後、内容を審査し、適当と認めたときは支援金の額を確定し、支払います。

その他

1、「有料入場施設等」「飲食施設」について

補助要件に掲げる「有料入場施設」「飲食施設等」は以下の考え方にに基づき認定。

「有料入場施設」

- ① 入場料が発生する施設（動物園、博物館、美術館 等）
- ② 体験料が発生する施設（収穫体験、工芸体験 等）

※土産物店は対象外

「飲食施設」

店内食を原則とします。ただし、ミールクーポンを利用した自由食は対象となります。（例：エスパルスドリームプラザや河岸の市でのミールクーポン）

※サービスエリア・パーキングエリア、弁当仕出し屋は対象外

2、申請内容を変更する場合について

原則として、ツアーキャンセルに伴う申請取下げや、バス台数の変更のみ受け付けます。旅行実施日の変更等、その他内容に変更が生じた場合は新規申請が必要です。静岡県観光協会までお問い合わせください。

3、支援金の支払いについて

支援金の申請を受理された旅行についても、旅行実施後 10 日以内の実績報告がない場合、支援金の支払いは行いません。

4、事業停止の判断について

「国レベルⅢ」相当で新規の受付を停止します。

マイページ登録はこちら

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=njsf-lesdtd-4fcff8b7724875e6cde7ad7ae83fcc8a>

支援金申請はこちら（マイページログイン）

<https://area31.smp.ne.jp/area/p/njsf5pfpgp5lfrakh7/FIC8D9/login.html>